

中野区

スタンドパイプ操法

中野区町会連合会

平成30年7月作成
令和5年7月全面改定

中野区スタンドパイプ操法及び審査要領について

1 審査の目的

各防災会などに配置されているスタンドパイプの操作要領を確認し、火災現場における安全で確実な消火技術とチームワークを強化していくことを目的とします。

2 審査要領

「中野区民防災ハンドブック」P75～P81のスタンドパイプの操作要領に準じて審査します。

- (1) 指揮者と1番員の2名で実施する「2人操法」を審査します。
- (2) 審査の対象は、「火災発生」の合図から指揮者の「〇〇町会（中学校）、訓練を終了しました。」の報告までとします。
- (3) 審査は、操作の安全性と確実性を確認し、それぞれ欠けている部分を減点します。

なお、同点だった場合のみタイムを参考とします。

- (4) タイムは、「火災発生」の合図から標的が倒れるまでを測定します。
なお、タイムによる減点や加点は行いません。
- (5) 安全性と確実性に推奨される部分があった場合は加点します。

3 審査に関する補足事項

- (1) 転倒や危険が生じるような操作などを確認した場合は、審査を中止する場合があります。この場合、操法の継続を協議します。
- (2) 安全性や確実性を無視するような操作は大きな減点となります。
- (3) 1番員の「放水はじめ」の掛け声の前に、消火栓の開放操作(予備送水)は、行わないものとします。

なお、行った場合は減点となります。